



発行 東京都

目次

告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の一部解除……………（同）…三
- 知事指定薬物の指定の失効……………（保健医療局健康安全部業務課）…四
- ………
- 政治団体の届出……………五
- 政治団体の届出事項の異動の届出……………六
- 政治団体の解散の届出……………二
- 資金管理団体の指定の届出……………四
- 資金管理団体の届出事項の異動の届出……………五
- 資金管理団体の取消しの届出……………七
- ………
- 下水を排除及び処理すべき区域等……………九
- 令和六年二月二十九日付交通局規程第八号……………九

正誤

告示

●東京都告示第六百十九号

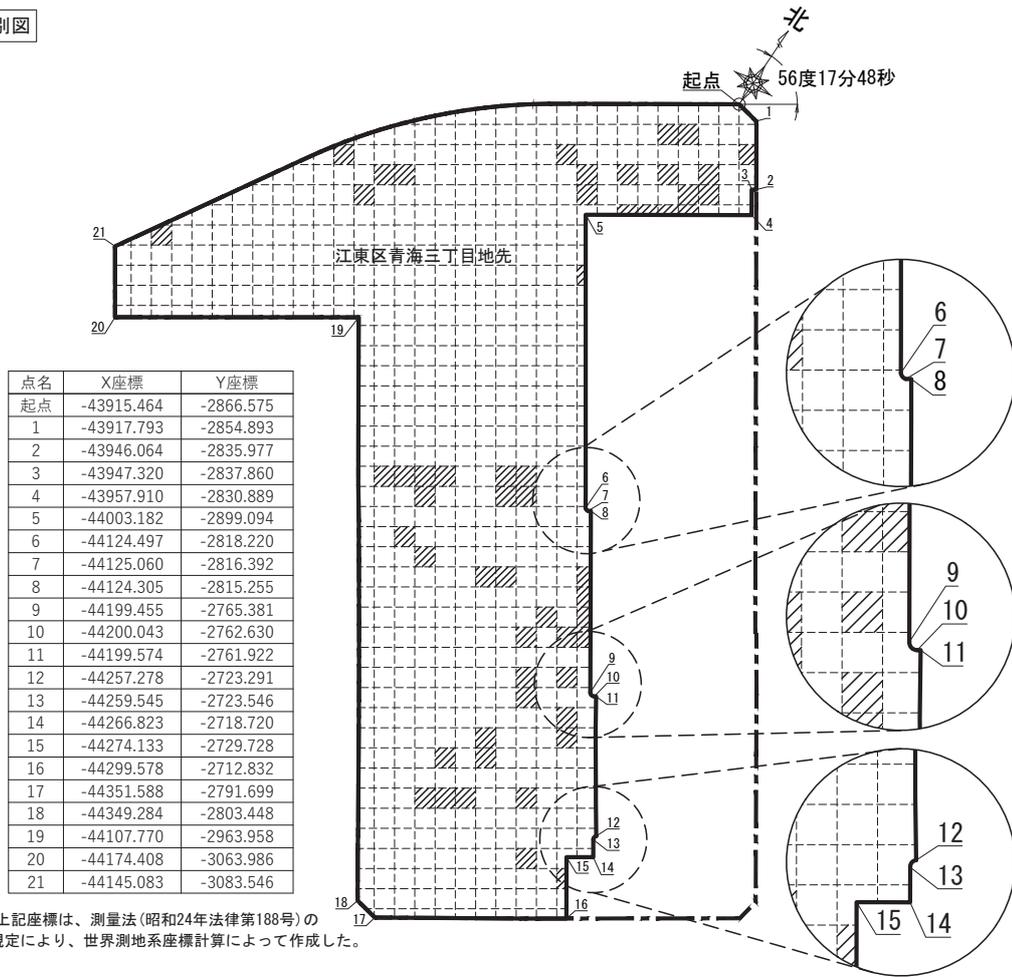
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年五月十日

東京都知事 小池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区青海三丁目地先地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区域は、規則第五十八条第五項第十二号に該当する。

別図



※上記座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【凡例】
 - - - - : 単位区画
 ———— : 調査範囲
 - - - - : 事業敷地
 ▨▨▨▨ : 形質変更時要届出区域
 (規則第58条第5項第12号に該当する区域)

【起点】
 起点は、対象地最北端の座標値(X=-43915.464 Y=-2866.575)とする。

【格子の回転角度(56度17分48秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

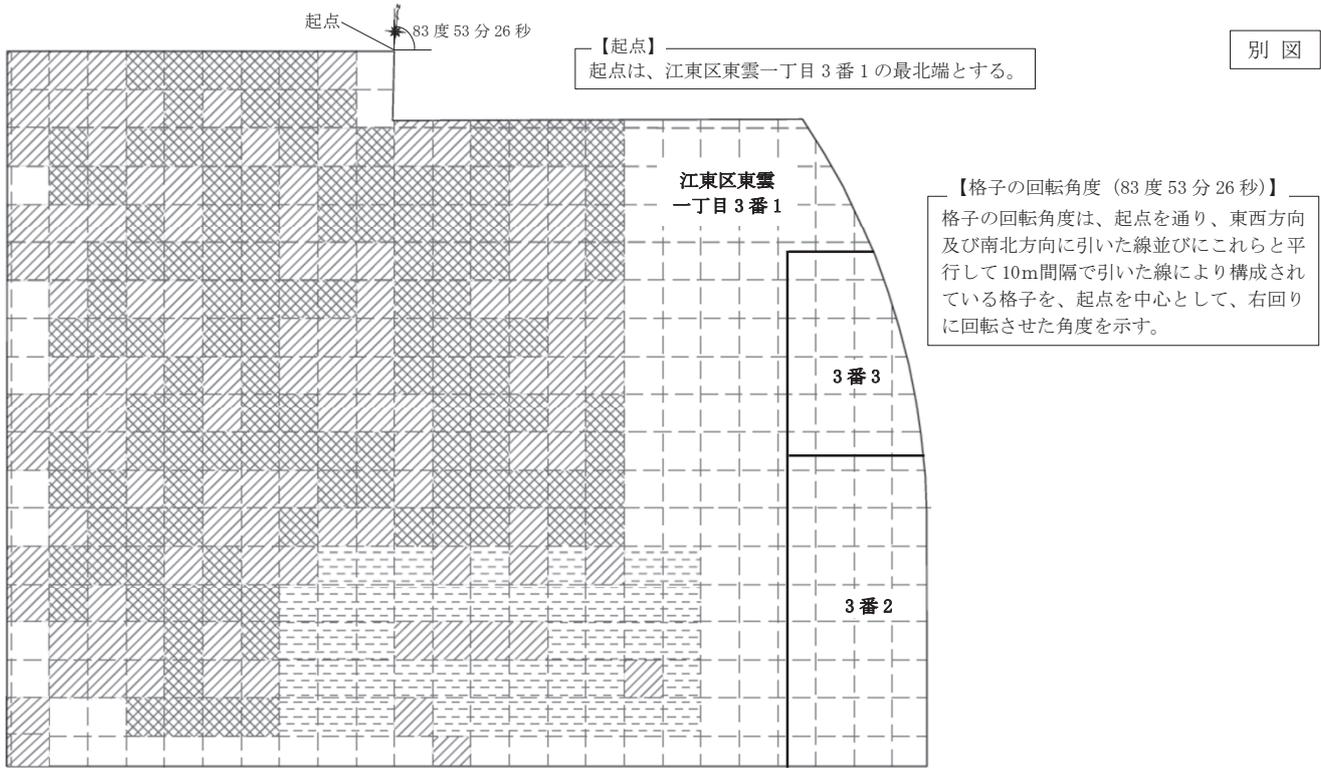
●東京都告示第六百二十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年五月十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区東雲一丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区域は、規則第五十八条第五項第十二号に該当する。



【起点】
 起点は、江東区東雲一丁目3番1の最北端とする。

別図

【格子の回転角度（83度53分26秒）】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

- 【凡例】
- - - : 単位区画
 - : 筆境界
 - : 敷地境界
 - ▨ : 形質変更時要届出区域（規則第58条第5項第12号に該当する区域）（令和4年東京都告示第1129号により指定した区域）
 - ▩ : 形質変更時要届出区域（規則第58条第5項第12号に該当する区域）（令和6年東京都告示第51号により指定した区域）
 - ▧ : 形質変更時要届出区域（規則第58条第5項第12号に該当する区域）（この告示により指定する区域）

●東京都告示第六百二十一号

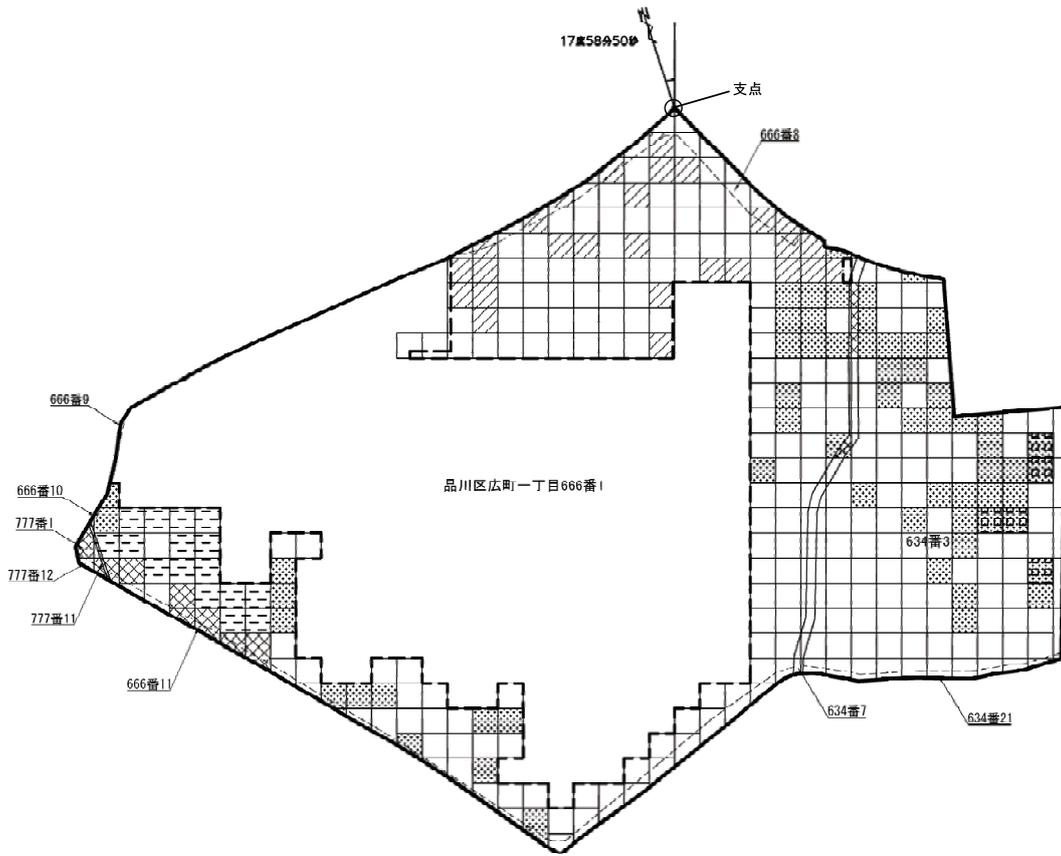
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成三十年東京都告示第千四百二十五号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年五月十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（品川区広町二丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- 敷地境界 - - - 調査対象地
- 単位区画 - - 筆境界
- 形質変更時要届出区域(平成24年東京都告示第863号により指定した区域)
- 形質変更時要届出区域(平成30年東京都告示第1425号により指定した区域)
- 形質変更時要届出区域(平成31年東京都告示第647号により指定した区域)
- 形質変更時要届出区域(令和5年東京都告示第1273号により指定した区域)
- 指定を解除する区域

【支店】

支店は、品川区広町一丁目666番0の最北端とする。

【格子の回転角度(17度58分50秒)】

格子の回転角度は、支店を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支店を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第六百二十二号

東京都薬物の濫用防止に関する条例(平成十七年東京都条例第六十七号)第十三条第一項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年五月十日

東京都知事 小池 百合子

一 失効する知事指定薬物の名称

別表のとおり

二 失効の理由

当該知事指定薬物は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(令和六年厚生労働省令第八十一号)の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第十五項に規定する厚生労働大臣の指定薬物に指定されるため

三 失効年月日

令和六年五月十一日

四 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

【別表】

	化学名	通称名
(1)	(8R)-N, N-ジエチル-6-メチル-1-[(チオフェン-2-イル)カルボニル]-9, 10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類	1T-LSD

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第四十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項（同法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和六年五月十日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

(1) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	公職の種類 (第1号)
国民民主党東京都第2区総支部	鳩山 紀一郎	渡邊 靖之	台東区上野3-2-2	R5. 12. 14	○ 衆議院議員
立憲民主党東京都第18総支部	内田 玲子	藤巻 史代	武蔵野市中町1-21-8	R5. 12. 11	○ 衆議院議員

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)

(1) 法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	公職の種類 (第1号)	公職の候補者の氏名及び公職の種類 (第2号)
大河内サポーターズ	大河内 茂太	橋場 鮎美	練馬区石神井町3-25-4	R5. 12. 7	衆議院議員	大河内 茂太、衆議院議員

(2) 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	公職の候補者の氏名及び公職の種類 (第2号)
春秋会	石関 貴史	登坂 富美江	世田谷区池尻1-27-4	R5. 12. 20	多ヶ谷 亮、衆議院議員

(3) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
大久保ともかと歩む会	大久保 朋果	青山 侑	江東区木場2-8-4	R5. 12. 14
すべての人と動物を守る会	鹿山 玲子	鹿山 玲子	練馬区西大泉5-29-23	R5. 12. 26
投票率を上げる会	吉田 俊実	船木 春奈	八王子市別所1-30-1	R5. 12. 26
めぐろ未来プロジェクト	岡本 彩花	岡本 健太郎	目黒区目黒本町4-1-10	R5. 12. 7

●東京都選挙管理委員会告示第四十七号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七
 条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出が
 あったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のと
 おり公表する。

令和六年五月十日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
公明党江戸川総支部	竹平 智春	会計責任者の氏名	佐々木 勇一	田中 淳子	R5. 12. 15
公明党練馬総支部	小林 健二	会計責任者の氏名	柳沢 喜美	平野 正浩	R5. 12. 15
公明党南多摩総支部	三階 道雄	会計責任者の氏名	佐藤 慎司	荒谷 隆見	R5. 6. 15
参政党東京第6支部	高野 恵以	代表者の氏名	高野 恵以	近藤 純	R5. 12. 20
参政党東京第8支部	二見 丈士	代表者の氏名	二見 丈士	石川 芽生子	R5. 12. 19
参政党東京第10支部	友成 亮太	代表者の氏名	友成 亮太	安田 伸	R5. 12. 21
参政党東京第11支部	成平 誠二	国会議員関係政治団体の区分 会計責任者の氏名	国会議員関係政治団体以外の政治団体 青木 ひとみ	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体 上田 三紀	R5. 12. 21 R5. 12. 28
参政党東京第15支部	古田 広介	会計責任者の氏名	前橋 恭子	富岡 尚士	R5. 12. 8
参政党東京都城西支部連合会	近藤 純	代表者の氏名	近藤 純	吉川 公滋	R5. 12. 26
自由民主党小平総支部	磯山 亮	主たる事務所の所在地 代表者の氏名	小平市花小金井南町1-18-39 磯山 亮	小平市花小金井4-13-10 高橋 信博	R5. 11. 25 R5. 11. 25
自由民主党立川総支部	小田原 潔	主たる事務所の所在地 代表者の氏名	立川市高松町3-14-11 小田原 潔	立川市高松町3-14-14 清水 孝治	R5. 12. 1 R5. 12. 1
自由民主党東京都足立区第七支部	伊藤 信之	主たる事務所の所在地	足立区東和3-2-15	足立区東和2-22-9	R5. 12. 4
自由民主党東京都板橋区第二十四支部	河野 雄紀	会計責任者の氏名	長井 則夫	原田 曠暉	R5. 12. 22
自由民主党東京都大田区第五支部	松原 弘志	代表者の氏名 会計責任者の氏名	松原 弘志 松原 泉	松原 隆 谷内 啓二	H19. 9. 10 R5. 11. 30
自由民主党東京都北区第十九支部	石川 小枝	主たる事務所の所在地	北区赤羽台2-3-4	北区赤羽西1-41-5	R5. 10. 1
自由民主党東京都参議院選挙区第六支部	佐山 晃子	主たる事務所の所在地	新宿区四谷1-9-3	板橋区中板橋27-8	R5. 12. 11
自由民主党東京都新宿区第二十八支部	石川 孝一	会計責任者の氏名	石川 裕也	柳下 久米夫	R5. 12. 20

自由民主党東京都第二十選挙区支部	木原 誠二	主たる事務所の所在地	東村山市栄町2-22-3	東村山市廻田町4-3-4	R5. 12. 1
自由民主党東京都第二十六選挙区支部	今岡 植	会計責任者の氏名	清水 健一	佐藤 利也	R5. 12. 4
自由民主党豊島総支部	鈴木 隼人	会計責任者の氏名	井上 幸一	石橋 正史	R5. 10. 20
自由民主党東村山総支部	木原 誠二	主たる事務所の所在地	東村山市栄町2-22-3	東村山市廻田町4-3-4	R5. 12. 1
自由民主党目黒総支部	岡田 一弥	会計責任者の氏名	小林 佳奈子	河野 陽子	R5. 11. 2
日本維新の会衆議院東京都第5選挙区支部	稲葉 太郎	主たる事務所の所在地	世田谷区深沢3-17-8	世田谷区野毛2-16-11	R5. 12. 1
日本維新の会衆議院東京都第9選挙区支部	大河内 茂太	主たる事務所の所在地	練馬区石神井町3-25-4	練馬区下石神井5-8-5	R5. 12. 7
		会計責任者の氏名	橋場 鮎美	長澤 朝子	R5. 12. 7
立憲民主党東京都第25区総支部	長妻 昭	主たる事務所の所在地	あきる野市上代継178-2	羽村市五ノ神1-8-6	R5. 12. 1

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体 (その他の政治団体)

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
明るい住みよい中央区をつくる会	山本 泰人	主たる事務所の所在地	中央区日本橋浜町1-2-4	中央区日本橋室町1-12-3	R5. 12. 1
		代表者の氏名	山本 泰人	橋本 敬	R5. 12. 1
		会計責任者の氏名	稲見 正治	山本 泰人	R5. 12. 1
浅草歯科医師連盟	柳澤 勉	代表者の氏名	柳澤 勉	久保田 良一	R5. 7. 1
		会計責任者の氏名	二宮 功一	久保田 良一	R5. 7. 1
生きやすい街をつくる会	石田 太朗	主たる事務所の所在地	小平市美園町2-7-6	葛飾区柴又1-29-1	R5. 12. 22
石川孝一後援会	石川 孝一	会計責任者の氏名	石川 裕也	吉田 雅比古	R5. 12. 20
石田芳英後援会	栃元 誠	会計責任者の氏名	石田 芳英	青木 梨穂	R5. 11. 1
伊藤信之事務所	伊藤 信之	主たる事務所の所在地	足立区東和3-2-15	足立区東和2-22-9	R5. 12. 4
井上信治を囲む公認会計士の会	清水 久員	主たる事務所の所在地	青梅市野上町4-9-10	福生市本町91	R5. 11. 15
		代表者の氏名	清水 久員	沖倉 強	R5. 11. 15
		会計責任者の氏名	中村 徹	清水 久員	R5. 11. 15

今岡うえき後援会	今岡 植	会計責任者の氏名	清水 健一	佐藤 利也	R5. 12. 4
上田かずきと共に未来を考える会	上田 一輝	会計責任者の氏名	上田 一輝	上田 浩嗣	R5. 6. 1
内田ゆかり後援会	山口 覚	代表者の氏名	山口 覚	岩田 充生	R5. 12. 25
江戸川北税理士政治連盟	桑原 洋介	代表者の氏名	桑原 洋介	菅原 勝義	R5. 6. 23
NHKから国民を守る党 中野	竹村 明広	主たる事務所の所在地	中野区上鷲宮4-20-18	中野区東中野1-45-8	R5. 11. 27
大山大地を後援する会	大山 大地	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	R5. 11. 20
おやまだ静香後援会	小山田 静香	主たる事務所の所在地	新宿区西新宿4-5-10	新宿区西新宿5-25-12	R5. 12. 15
加藤良哉後援会	加藤 良哉	主たる事務所の所在地	葛飾区高砂3-31-3	調布市国領町5-33-3	R5. 12. 14
かやま玲子とモグラ原っぱの会	鹿山 玲子	主たる事務所の所在地	東久留米市大門町2-6-3	東久留米市学園町1-12-11	R5. 5. 9
川瀬泰徳後援会	川瀬 泰徳	主たる事務所の所在地	江戸川区江戸川2-6-26	江戸川区江戸川1-28-7	R5. 10. 23
木原誠二後援会	野島 善司	主たる事務所の所在地	東村山市栄町2-22-3	東村山市廻田町4-3-4	R5. 12. 1
倉本みかさんを応援する会	倉本 美香	主たる事務所の所在地	杉並区和泉4-47-6	杉並区方南1-12-17	R5. 12. 1
栗原佑卓後援会	栗原 佑卓	主たる事務所の所在地	江戸川区東小松川1-10-26	江戸川区松島1-41-18	R5. 5. 1
くろはらゆうじ後援会	黒原 裕司	主たる事務所の所在地	中央区日本橋大伝馬町2-12	中央区日本橋蛸殻町1-4-6	R5. 12. 18
こうのきよふみ後援会	河野 清史	会計責任者の氏名	長谷川 正廣	高見澤 葉子	R5. 4. 1
河野ゆうき後援会	河野 雄紀	会計責任者の氏名	長井 則夫	原田 曠暉	R5. 12. 22
紺谷ゆうと後援会	紺谷 悠人	政治団体の名称	紺谷ゆうと後援会	こんやゆうと後援会	R5. 9. 18
さがやまともえ後援会	嵯峨山 智依	会計責任者の氏名	西澤 敏男	林 政信	R5. 11. 1
しながわのみらいを考える会	妹尾 麻里	主たる事務所の所在地	品川区西五反田4-19-12	品川区大井1-11-6	R5. 5. 1
芝税理士政治連盟	田村 幸男	会計責任者の氏名	石田 宗徳	竹内 操	R5. 6. 16
十一会	塚田 一郎	会計責任者の氏名	石川 祐也	白石 光治	R5. 12. 5
昭尽会	長妻 昭	会計責任者の氏名	梶 護	二瓶 真樹子	R5. 12. 20
誠心会	木原 誠二	主たる事務所の所在地	東村山市栄町2-22-3	東村山市廻田町4-3-4	R5. 12. 1

チーム江東スマイル	青山 份	主たる事務所の所在地	江東区木場2-8-4	江東区亀戸1-32-8	R5. 12. 13
東京都医師政治連盟町田支部	山下 弘一	代表者の氏名	山下 弘一	林 泉彦	R5. 6. 22
		会計責任者の氏名	小木 三郎	鈴木 昇	R5. 6. 22
東京都飲食業生活衛生同業組合政治連盟	堀込 一之	代表者の氏名	堀込 一之	原田 啓助	R5. 6. 23
		会計責任者の氏名	柿野 幹成	堀込 一之	R5. 6. 23
東芝労働組合府中支部政治・社会連盟	長崎 益治	政治団体の名称	東芝労働組合府中支部政治・社会連盟	清水勝後援会	R5. 5. 1
		代表者の氏名	長崎 益治	清水 勝	R5. 5. 1
		会計責任者の氏名	渡邊 朗進	長崎 益治	R5. 5. 1
豊島あつし後援会	豊島 淳司	主たる事務所の所在地	新宿区早稲田鶴巻町502	新宿区早稲田鶴巻町537	R5. 12. 20
中根たくや後援会	中根 卓也	会計責任者の氏名	多田 陽一	渡辺 茂樹	R5. 4. 1
夏目亜季応援の会	草野 俊哉	会計責任者の氏名	大石 樹	伊藤 幸久	R5. 12. 12
NEXT SUGINAMI	倉本 美香	主たる事務所の所在地	杉並区和泉4-47-6	杉並区方南1-12-17	R5. 12. 1
町田市医師連盟	山下 弘一	代表者の氏名	山下 弘一	林 泉彦	R5. 6. 22
		会計責任者の氏名	小木 三郎	鈴木 昇	R5. 6. 22
松沢よしはる後援会	松澤 喜治	会計責任者の氏名	松澤 晴美	中村 一男	R5. 12. 17
松下玲子後援会	内田 玲子	主たる事務所の所在地	武蔵野市中町1-21-8	武蔵野市中町1-2-3	R5. 12. 1
松下玲子を応援する会	内田 玲子	主たる事務所の所在地	武蔵野市中町1-21-8	武蔵野市中町1-2-3	R5. 12. 1
水上明子×Well-beingな仲間たち	水上 明子	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	R5. 12. 1
		公職の種類(第一号)	衆議院議員		R5. 12. 1
		公職の候補者の氏名及び公職の種類(第二号)	内田 玲子、衆議院議員		R5. 12. 1
宮野ゆみこと一緒に未来を奏でる会	宮野 佑実子	主たる事務所の所在地	練馬区練馬1-20-8	練馬区関町南4-19-6	R5. 6. 1
みんなちがってみんないい妹尾麻里の会	妹尾 麻里	代表者の氏名	宮野 英和	北村 造	R5. 12. 24
		主たる事務所の所在地	品川区西五反田4-19-12	品川区大井1-11-6	R5. 5. 1

武蔵野市政を立て直す会	近藤 和義	会計責任者の氏名	田中 節男	小美濃 安弘	R5. 12. 1
武蔵野の明日を切り拓く会	金子 宗徳	主たる事務所の所在地	武蔵野市中町2-7-16	武蔵野市西久保2-2-8	R5. 12. 14
無所属・改革派で未来志向の政治をつくる会	宮野 佑実子	会計責任者の氏名	宮野 英和	北村 造	R5. 12. 24
木蹊会	木原 誠二	主たる事務所の所在地	東村山市栄町2-2-3	東村山市廻田町4-3-4	R5. 12. 1
やさしいまち、つながるまちへ	邑上 守正	主たる事務所の所在地	武蔵野市関前3-3-14	武蔵野市吉祥寺北町1-3-1-29	R5. 12. 2
谷田部かずゆき後援会	谷田部 英雄	代表者の氏名	谷田部 英雄	谷田部 和夫	R5. 9. 2
		会計責任者の氏名	石川 欽也	谷田部 英雄	R5. 9. 2
雄友会	河野 雄紀	会計責任者の氏名	長井 則夫	原田 曠暉	R5. 12. 22
竜馬と歩む会	原田 竜馬	主たる事務所の所在地	世田谷区北沢3-27-4	世田谷区世田谷1-12-14	R5. 6. 1

備考 従来東京都選挙管理委員会に届出されていた教育無償化を実現する会は、総務大臣に届出すべき政治団体となったものである。また、自由民主党東京都大田区第五支部の代表者松原弘志の選任年月日は、令和5年11月30日である。

●東京都選挙管理委員会告示第四十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七條第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和六年五月十日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	解散年月日
自由民主党東京都江戸川区第四十一支部	栗原 佑卓	R5. 12. 1
自由民主党東京都大田区第五支部	松原 弘志	R5. 12. 1
自由民主党東京都大田区第二十九支部	山森 寛之	R5. 12. 15
自由民主党東京都大田区第三十九支部	加瀬 修一	R5. 12. 21
自由民主党東京都江東区第三十六支部	重松 佳幸	R5. 12. 22
自由民主党東京都国立市第2支部	三田 和寛	R5. 12. 20
自由民主党東京都渋谷区第二十支部	藤井 敬夫	R5. 12. 1
自由民主党東京都渋谷区第三十四支部	水野 禎之	R5. 12. 15
自由民主党東京都渋谷区第三十五支部	齋藤 美空	R5. 12. 12
自由民主党東京都墨田区第十八支部	田中 邦友	R5. 4. 30
自由民主党東京都練馬区第三支部	関口 和雄	R5. 11. 30
自由民主党東京都練馬区第十四支部	西山 清孝	R5. 12. 12
自由民主党東京都府中市第三支部	平田 嘉之	R5. 11. 28
日本維新の会衆議院東京都第13選挙区支部	宇土 行弥	R5. 11. 30

2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者	解散年月日
新しい渋谷をはじめの会	太田 桂子	R5. 12. 20
有馬美咲後援会	有馬 美咲	R5. 10. 25
安藤裕と東京の未来をつくる会	安藤 裕	R5. 12. 13

池崎太郎後援会	池崎 太郎	R5.	12.	1
うといくや後援会	宇土 行弥	R5.	11.	30
大山大地を後援する会	大山 大地	R5.	12.	1
葛飾に維新を起こす会	大西 順子	R5.	12.	26
北島としあき後援会	北島 敏昭	R5.	12.	26
小坂みちよ後援会	金子 政次	R5.	11.	30
さいとう美空後援会	木村 正義	R5.	12.	12
酒井正利後援会	酒井 正利	R5.	11.	30
里中いくお後援会	宮坂 三也	R5.	12.	20
しげまつよしゆき後援会	重松 佳幸	R5.	12.	22
品川に維新を起こす会	大西 光広	R5.	12.	26
シブヤの未来を考える会	藤井 敬夫	R5.	12.	1
市民教育経済研究会	保坂 展人	R5.	12.	1
しらよしたけひろ後援会	白吉 健展	R5.	12.	11
関口かずお後援会	小林 實	R5.	11.	30
染井会	里中 郁男	R5.	12.	20
たがやせ世田谷区民の会	下平 憲治	R5.	12.	1
田中くにとも後援会	田中 邦友	R5.	4.	30
東京都改革協議会	中島 徹	R5.	12.	11
東京ともの会	川島 智太郎	R5.	11.	30

都民ファーストの会下柳田けんじ後援会	下柳田 賢次	R5. 12. 1
七崎りょうすけ えどがわの会	七崎 良輔	R5. 12. 21
練馬とも会の会	川島 智太郎	R5. 11. 30
深野じゅんを応援する会	深野 潤	R5. 11. 30
ふじいたかお後援会	荒武 正典	R5. 12. 1
メトロポリス研究会	矢部 一	R5. 12. 20
矢部一後援会	中村 廣	R5. 12. 17

●東京都選挙管理委員会告示第四十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第九
九条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があつ
たので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称
等を次のとおり公表する。

令和六年五月十日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出 をした者(代表者) の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
内田 玲子	衆議院議員	松下玲子後援会	武蔵野市中町1-21-8	R5. 12. 2
大久保 朋果	区長	大久保ともかと歩む会	江東区木場2-8-4	R5. 12. 13
大河内 茂太	衆議院議員	大河内サポーターズ	練馬区石神井町3-25-4	R5. 12. 7
長崎 益治	市議会議員	東芝労働組合府中支部政 治・社会連盟	府中市東芝町1	R5. 5. 1

●東京都選挙管理委員会告示第五十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和六年五月十日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
石田 太朗	生きやすい街をつくる会	公職の種類 主たる事務所の所在地	市議会議員 小平市美園町2-7-6	区議会議員 葛飾区柴又1-29-1	R5. 12. 22 R5. 12. 22
内田 玲子	松下玲子を応援する会	公職の種類 主たる事務所の所在地	衆議院議員 武蔵野市中町1-21-8	市長 武蔵野市中町1-2-3	R5. 12. 1 R5. 12. 1
小山田 静香	おやまだ静香後援会	主たる事務所の所在地	新宿区西新宿4-5-10	新宿区西新宿5-25-12	R5. 12. 15
加藤 良哉	加藤良哉後援会	主たる事務所の所在地	葛飾区高砂3-31-3	調布市国領町5-33-3	R5. 12. 14
金子 宗徳	武蔵野の明日を切り拓く会	主たる事務所の所在地	武蔵野市中町2-7-16	武蔵野市西久保2-22-8	R5. 12. 14
川瀬 泰徳	川瀬泰徳後援会	主たる事務所の所在地	江戸川区江戸川2-6-26	江戸川区江戸川1-28-7	R5. 10. 23
木原 誠二	誠心会	主たる事務所の所在地	東村山市栄町2-22-3	東村山市廻田町4-3-4	R5. 12. 1
栗原 佑卓	栗原佑卓後援会	主たる事務所の所在地	江戸川区東小松川1-10-26	江戸川区松島1-41-18	R5. 5. 1
黒原 裕司	くろはらゆうじ後援会	主たる事務所の所在地	中央区日本橋大伝馬町2-12	中央区日本橋蛸殻町1-4-6	R5. 12. 18
紺谷 悠人	紺谷ゆうと後援会	政治団体の名称	紺谷ゆうと後援会	こんやゆうと後援会	R5. 9. 18
豊島 淳司	豊島あつし後援会	主たる事務所の所在地	新宿区早稲田鶴巻町502	新宿区早稲田鶴巻町537	R5. 12. 20
原田 竜馬	竜馬と歩む会	主たる事務所の所在地	世田谷区北沢3-27-4	世田谷区世田谷1-12-14	R5. 6. 1

●東京都選挙管理委員会告示第五十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第一号の規定による資金管理団体の指定の取消し及び同項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和六年五月十日

東京都選挙管理委員会

1 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
内田 玲子	松下玲子を応援する会	R5. 12. 1

2 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
有馬 美咲	有馬美咲後援会	R5. 10. 25
宇土 行弥	うといくや後援会	R5. 11. 30
大山 大地	大山大地を後援する会	R5. 11. 20
北島 敏昭	北島としあき後援会	R5. 5. 1
里中 郁男	染井会	R5. 4. 30
清水 勝	清水勝後援会	R5. 4. 30
下柳田 賢次	都民ファーストの会下柳田けんじ後援会	R5. 12. 1
白吉 健展	しらよしたけひろ後援会	R5. 12. 11
田中 邦友	田中くにとも後援会	R5. 4. 30
矢部 一	メトロポリス研究会	R5. 12. 20

告示（下水）

●東京都下水道局告示第三号

下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第九条第一項及び第二項に定めるところにより、下水を排除及び処理すべき区域等を次のとおり告示する。

なお、図面は、西部第二下水道事務所内において一般の縦覧に供する。

令和六年五月十日

東京都下水道局長 佐々木 健

一 供用及び処理開 平成八年十一月二十九日
始年月日

二 下水を排除及び 別表のとおり
処理すべき区域

三 排水施設の位置 別表に掲げる区域の地先

四 分流式又は合流 合流式
式の別

五 終末処理場の位 板橋区新河岸三丁目一番一号
置及び名称 新河岸水再生センター

別表

区名	町名	街区符号又は地番
練馬区	北町八丁目	三十六番
	全部告示区域	

正誤

○令和六年二月二十九日付交通局規程第八号

増刊5一ページ下段中「」の下に「及び前項」を「の」を「第一項及び前項の」に改め「に訂正する。」

発行
東京
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一
号(代)

郵便番号
101-0051